

特定建築物を使用又は利用させる方に

建築物を新築する場合、店舗、事務所、旅館、学校等、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」（以下、法という。）で規定する「特定用途」として使用する延べ面積が一定の面積以上であるとき、その建築物は法で規定する「特定建築物」であるため、使用する日から1ヶ月以内に特定建築物使用届を提出してください。

また、建築物を増改築等した結果、同様に「特定建築物」に該当することになった場合も、該当する日から1ヶ月以内に特定建築物該当届を提出してください。

この法律以外の法令により手続を要する場合がありますので、事前に関係機関と協議してください。

関係法令：「建築基準法」，「消防法」，「労働安全衛生法（事務所衛生基準規則）」，「都市計画法」，「水質汚濁防止法」，「景観法」，「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」等

1 特定建築物とは…

「特定建築物」とは、次の（１）～（５）の要件に該当する建築物のことをいいます。

（１）建築基準法（昭和25年法律第201号）にいう「建築物」であること。

（参考）建築物の定義（建築基準法第2条第1号）

① 土地に定着する工作物のうち次のア～オのものが「建築物」として建築基準法による規制を受けます。

ア 屋根があり、かつ柱か壁のあるもの

イ アに付属する門や塀（更地（建物のない土地）を囲ったものは含まない。）

ウ 観覧のための工作物（屋根のない競技場・野球場などのスタンドを含む。）

エ 地下や高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫などの施設（地下街や高架鉄道内の店舗等をいう。）

オ ア～エに設ける建築設備（給排水、電気、ガス、エレベーター等をいう。）

② 「建築物」から除外されるもの

ア 鉄道、軌道の線路敷地内の運転保安施設（信号所、転てつ所、踏切番小屋等を指し、駅の事務所、待合室等は含まない。）

イ 跨線橋、プラットホームの上家

ウ 貯蔵槽

（２）「特定用途」に供される建築物であること。

「特定用途」とは法施行令（昭和45年政令第304号）第1条に例示する興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館等の用途をいいます。

この法は、建築物の環境衛生に関する一般的な性格を持っているので、工場や病院など特殊な環境にある建築物については、他のそれぞれの法律の規制に委ねられます。

特定用途	内 容	備 考
1 興 行 場	興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に定義する興行場をいい、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設	
2 百 貨 店	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条に規定する大規模小売店舗（飲食店舗を除き、物品加工修理業を含む）	7の店舗のうち特に大規模なもの。 スーパーマーケット、擬似百貨店を含む。
3 集 会 場	会議、社交等の目的で公衆の集合する施設をいい、公民館、市民ホール、各種の会館、結婚式場等	

4 図書館	図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供することを目的とする施設	図書館法（昭和25年法律第118号）に規定するものに限らない。
5 博物館 美術館	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学、美術等に関する資料を収集し、整理し、保存して、公衆の利用に供することを目的とする施設	博物館法（昭和26年法律第285号）に規定するものに限らない。
6 遊技場	施設を設けて、公衆にマージャン、パチンコ、卓球、ボーリング、ダンス、その他の遊技をさせる施設	体育館、その他スポーツ施設は含まれない。
7 店舗	公衆に対して物品を販売し、又はサービスを提供することを目的とする施設をいい、卸売店、小売店等の物品販売業のほか、飲食店、喫茶店、理容所、美容所、その他サービス業に係る店舗を広く含む。	
8 事務所	事務を執ることを目的とする施設をいう。人文科学系の研究所等、そこにおいて行われる行為が事実上事務と同視される施設については、名称のいかんを問わず、事務所に該当する。なお、銀行等は店舗と事務所の両方の用途に供されるものとして一体的に把握される。	
9 学校	a 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（旧：盲・聾・養護学校）、大学及び高等専門学校 b 学校教育法第124条に規定する専修学校 c 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校 d 各種学校類似の教育を行う施設 e 国・地方公共団体（都道府県・市町）、会社等がその職員の研修を行うための施設（研修所） f 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（a及びfを以下「第1条学校等」という。）	
10 旅館	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に定義する旅館業を営むための施設をいう。旅館、ホテル等	寄宿舎は含まれない。

(3) 「延べ面積」の要件を満たすこと。

①計算方法

特定用途の種別	興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、右欄の学校以外の学校（研修所を含む）、旅館	第1条学校等 ：学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
特定建築物に該当	3,000m ² 以上	8,000m ² 以上

延べ面積の算定式

当該建築物の総床面積 II A + B	内 容		例 示
	A	特定用途に供される部分の延べ面積	$A = a + b + c$ ($a < c$ のとき, c は特定用途に附属すると判断せず, Bと同じ扱いになる。)
	a	もっぱら特定用途に供される部分の延べ面積	事務所, 店舗等の部分
	b	特定用途に供される部分に附随する部分 (いわゆる共用部分) の延べ面積	廊下, 階段, 機械室等の建築上の共用部分
	c	特定用途に供される部分に附属する部分 (a及びb以外の部分で, 特定用途に供される部分) の延べ面積	百貨店内の倉庫, 銀行内の貸金庫, 事務所の倉庫, 事務所附属の駐車場, 新聞社の印刷所等の部分
B	もっぱら特定用途以外の用途に供される部分の延べ面積 (特定建築物の延べ面積に算定しない)	共同住宅, 工場, 作業場, 病院, 寄宿舍, 駅舎, 寺院, 教会等の部分	
(備考) 「床面積」は, 「建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積」(建築基準法)によって算定する。			

附随する部分とは…廊下・階段など, 建築上の共用部分

附属する部分とは…倉庫・駐車場など, 独立した用途ではなく主たる用途に包含される部分

②建築物の個数

1個あるいは1棟の建築物ごとに特定建築物となります。

具体的な判断は, 建築基準法第6条の規定による建築確認の際の個数決定によります。

(4) 「多数の者」が使用又は利用するものであること。

(5) 維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものであること。

2 特定建築物の届出

(1) 特定建築物使用(該当)届

特定建築物を使用又は該当する日から1ヶ月以内に特定建築物使用(該当)届を提出してください。

法施行令第2条に定められている「建築物環境衛生管理基準」に適合するよう, 施設的设计及び維持管理を行ってください。

【添付書類】

特定建築物の全部の管理について権原を有することを証する書類 (所有者以外に特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合に限る。)
特定建築物の維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理権原を有することを証する書類 (維持管理権原者が所有者又は特定建築物の全部の管理について権原を有する者以外の場合に限る。)
平面図及び断面図(しゅん工図面とする。)
建築物の配置図(敷地内の建物の位置・方向)

建築物の平面図（各階の平面図，基準階平面図） 建築物の断面図（正面・側面図） 空調設備等（冷却塔，加湿器を含む。）の平面系統図（空調ダクト・配管系統図） 空調設備等（冷却塔，加湿器を含む。）の断面系統図（空調ダクト・配管系統図） 給排水設備（雑用水を含む。）の平面系統図（給排水系統図） 給排水設備（雑用水を含む。）の断面系統図（給排水系統図） 機械室の詳細図（部分詳細図を含む。）
建築物環境衛生管理技術者免状の写し（※ 原本確認後，返却します。）

（２）特定建築物届出事項変更（非該当）届

（１）で届出た事項に変更があったとき，又は特定建築物に該当しなくなったとき（廃止する場合を含む。），その日から1ヶ月以内に届け出てください。

【添付書類】

◆ 変更の場合

変更の内容	添付書類
特定建築物の名称，特定用途	なし
特定用途部分の延べ面積	変更前・後の関係図面（平面図）
構造設備の概要	変更前・後の関係図面（平面図・断面図等）
特定建築物所有者等の名前，住所（法人の場合，名称，主たる事務所所在地，代表者名前）	所有者又は所有者以外の建築物の全部の管理について権原を有する者：なし ただし，所有者以外の者が，新たに建築物の全部の管理について権原を有する者となる場合はその権原を有することを証する書類が必要
特定建築物維持管理権原者の名前，住所（法人の場合，名称，主たる事務所所在地，代表者名前）	特定建築物維持管理権原者：なし ただし，所有者又は所有者以外の建築物の全部の管理について権原を有する者以外の者が，新たに維持管理権原者となる場合はその権原を有することを証する書類が必要
建築物環境衛生管理技術者の名前，住所及び免状番号	建築物環境衛生管理技術者免状の写し（※ 原本確認後，返却します。）
建築物環境衛生管理技術者が兼務する場合の特定建築物の名称，所在地	なし ※ 職務遂行に支障がない場合に兼務が認められる。

◆ 非該当又は廃止の場合 なし

3 建築物環境衛生管理基準

特定建築物を環境衛生上良好に維持管理するために，法により「建築物環境衛生管理基準」が定められ，これに従って特定建築物の所有者等は維持管理しなければなりません。

この管理基準は，空気環境の調整，給排水の管理，清掃，ねずみ・昆虫等の防除等について定めており，詳細は別紙「特定建築物の維持管理について」を参照してください。

◆ 維持管理状況報告書

「建築物環境衛生管理基準」に基づき実施した事項について，毎年前期（４月～９月）及び後期（１０月

～翌年3月)に分けて各期終了月の翌月10日までに保健所へ報告してください。

4 帳簿書類の管理・保存

- (1) 施設・設備の図面類(建物の平面図, 断面図, 維持管理に関する設備の配置・系統図)を永久保存してください。
- (2) 空気環境の調整, 給排水の管理, 清掃, ねずみ・昆虫等の防除等, 「建築物環境衛生管理基準」に基づき実施した事項について帳簿書類を作成し, 5年間保存してください。

詳しくは保健所までお問い合わせください。

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22

福山市保健所 生活衛生課 環境衛生担当

電話 928-1165 FAX 928-1143